

軽井沢スキーバス検討委員会の検討結果を取りまとめた「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」(6月3日)には、ドライブレコーダーによる指導監督の義務付け、初任運転者等に対する実技訓練の義務付け以外にも、以下のような貸切バス運転者に対する指導・監督内容を拡充することが考えられる事項が含まれたところ。

これを受けて、貸切バス運転者に対する指導監督の内容に、以下の表の通り運行管理の重要性等を追加する。

## 「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」を踏まえた改正案

「総合的な対策」より抜粋		指導監督指針への追加イメージ
項目	対策の主な内容	
(1)2. <u>④運行管理者等の在り方</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要な運行管理者数の要件の強化</li> <li>・運行管理者の資格取得条件の厳格化</li> <li>・夜間運行時の中間点呼</li> <li>・補助者の選任について、国に届出</li> <li>・名義貸し等、実態のない運行管理者配置の防止</li> </ul>	運行指示書に従った運行を行う等の運行管理における、運転者が遵守すべき事項の重要性について指導する。
(1)4. <u>⑧シートベルトの装着の徹底</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シートベルトの着用徹底、大型車補助席への設置</li> </ul>	旅客の安全を確保するためにシートベルトの着用徹底の重要性について指導する。
(5)2. <u>④ASV技術搭載車両への代替促進</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ASV技術搭載車両への代替促進</li> <li>・大型高速バスのAT開発促進</li> </ul>	安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法の重要性について指導する。

## 「総合的な対策」における項目に応じた改正箇所（一般的な指導及び監督）

### 貸切バス事業者に対する一般的な指導及び監督の内容 （「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」第一章）

- ①事業用自動車を運転する場合の心構え
- ②事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために遵守すべき基本的事項
- ③事業用自動車の構造上の特性
- ④乗車中の旅客の安全を確保するために留意すべき事項
- ⑤旅客が乗降するときの安全を確保するために留意すべき事項
- ⑥主として運行する路線若しくは経路又は営業区域における道路及び交通の状況
- ⑦危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法
- ⑧運転者の運転適性に応じた安全運転
- ⑨交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法
- ⑩健康管理の重要性
- ⑪安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法（新設）

### 総合的な対策

#### 項目

(1)2. ④運行管理者等の在り方

(1)4. ⑧シートベルトの装着の徹底

(5)2. ④ASV技術搭載車両への代替促進

※指導及び監督は1年毎に実施する

## 「総合的な対策」における項目に応じた改正箇所（初任運転者に対する特別な指導）

### 初任運転者に対する特別な指導の内容

- ①事業用自動車の安全な運転に関する基本的事項
- ②事業用自動車の構造上の特性と日常点検の方法
- ③交通事故を防止するための留意すべき事項
- ④危険の予測及び回避
- ⑤安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法(新設)
- ⑥安全運転の実技

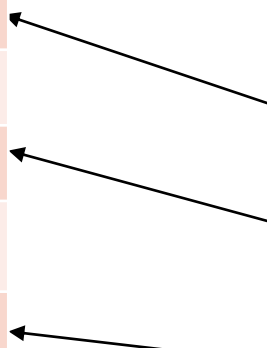
### 総合的な対策

#### 項目

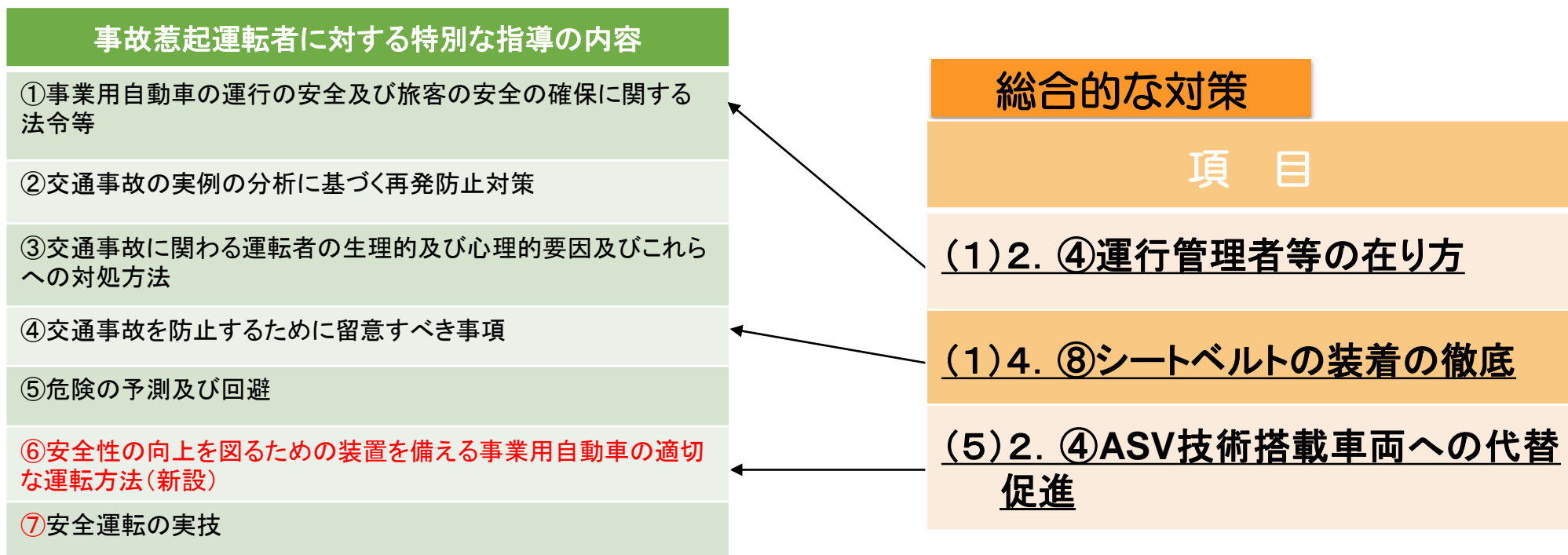
(1)2. ④運行管理者等の在り方

(1)4. ⑧シートベルトの装着の徹底

(5)2. ④ASV技術搭載車両への代替促進



## 「総合的な対策」における項目に応じた改正箇所（事故惹起運転者に対する特別な指導）



※事業者において安全な運行を確保できると判断するまで指導を継続